特集　特別委員会　等

前回の常任委員会の紹介につづき、今回は特別委員会、議会運営委員会、その他の委員会などを紹介します。特別委員会は、複数の常任委員会に及ぶ案件を審査するため、あるいは議会として重要な事項であるとし審査や調査をするため、必要に応じて設置されます。また、議会運営委員会は本会議の運営や議会内の事項について協議するため常時設置されています。その他の委員会として、地方自治法に定めはありませんが、議会図書室の運営を所管する図書室委員会や議会活動等をお知らせする市議会だよりの編集を所管する広報紙編集委員会が設置されています。

平成十九年度決算特別委員会

平成19年度決算特別委員会　閉会中の審査 9日目（平成20年11月18日）総括質疑の模様

決算の意義と審査の方法

決算は、議会が決定した予算が適正に執行されたかどうかを審査するとともに、後年度の通常予算編成に役立つことが望ましいとされています。

始めに、川越市議会における決算議案の審査方法についてご説明します。

決算議案は、例年九月定例会に上程され、本会議で質疑の後、決算特別委員会の設置並びに委員の選任が行われます。九月定例会の会期中に設置された委員会を開催し、正副委員長を互選した後、監査委員の審査意見の公表を受け、審査そのものは、定例会後の継続審査とします。

九月定例会閉会後、概ね九日間の日程が予定され審査に入ります。

まず、一般会計の歳入決算の審査をスタート（今回は十月十四日）に、以後、一般会計歳出は広範囲にわたるため予算を構成する款ごとに審査します。その後特別会計及び企業会計を各会計ごとに審査します。

最後に、全ての決算議案を一括にして総括質疑を実施し、次に単独に採決を行い、決算特別委員会の審査を終了します。

十二月定例会の初日（今回は十一月二十八日）に決算特別委員長から審査の経過と結果が報告され、次いで本会議の採決が行われ、以上をもって決算特別委員会の活動は終了します。

決算議案が提出されるまで

決算書は、地方自治法や政令の定めにより、次のように処理され議会に提案されます。各年度に市が行った各種事業が年度末に終了し、当事業に係る収入・支出が五月末日で閉鎖され、各年度の決算額が確定します。この出納閉鎖から三ヶ月以内に収入役は決算書類を市長に提出します。市長はその決算書類を監査委員の審査に付します。その後、市長は監査委員の意見を付けて議会に提出し、次の通常予算を議する会議までに議会の認定に付さなければならないとされており、この際には当該決算に係る主要な施策の成果を説明する書類等を併せて提出します。

平成十九年度決算議案

提出された十九年度決算議案は、一般会計と特別会計八件及び企業会計二件です。

○一般会計
○特別会計
・国民健康保険事業
・老人保健医療事業
・診療事業
・介護保険事業
・母子寡婦福祉資金貸付事業
・川越駅東口公共地下駐車場事業
・農業集落排水事業
・川越都市計画川越駅西口第二工区土地区画整理事業
○企業会計
・水道事業
・下水道事業

会議録

審査内容の詳細は、平成二十年第五回定例会会議録に掲載される会議録でご覧いただけます。

委員の構成

委員長	吉敷　賢
副委員長	倉嶋美恵子
委員	片野広隆
委員	若海　保
委員	川口知子
委員	牛窪多喜男
委員	大泉一夫
委員	近藤芳宏
委員	新井金作
委員	加藤　昇

市庁舎建設特別委員会

設置の経緯

『市庁舎建設特別委員会』は、平成二十年三月の定例議会の最終日に、設置されました。

『市庁舎建設にかかわる諸問題について』

一、現市庁舎の現状について
二、市庁舎の機能について
三、市庁舎の建設位置と周辺対策について
四、市庁舎建設事業にかかわる経費について
五、その他

以上の、五項目について提案され、審議の結果、「継続審査」として今後引き続き審査していくことに決定されました。

提案理由は、「昨年九月定例会における一般質問での市長の市役所移転発言は新聞紙上に取り上げられ、以降、市民を初め議会としても大きな関心事となっています。

市役所の位置決定は、地方自治法第四条に出席議員の三分の二以上の同意がなければならないと規定されているように、最も重要とされる案件です。

市役所の位置は都市形成の大きな要素であり、本市の街づくりや地域経済にも及ぶ大きな問題であります。

市民の付託を受けた議会と致しまして、本特別委員会を設置し、執行部と共に議論を重ねていくことは、議会の姿勢として有意義なことと考えるものであります。」と言うものでした。

審査の経過

設置されてから五回の会議と二回の視察を行ってきました。

主な審査の内容は【図1】にあるように現庁舎の問題点の把握について、理事者へ資料の提出を求め、説明を受けました。

一、現庁舎の建設当時のこと
二、市民アンケート
三、現庁舎の耐震及び狭隘について
四、その他

今後は改築、新築について【図1】にあらわしたように様々な観点から協議・審査を進めていく予定です。

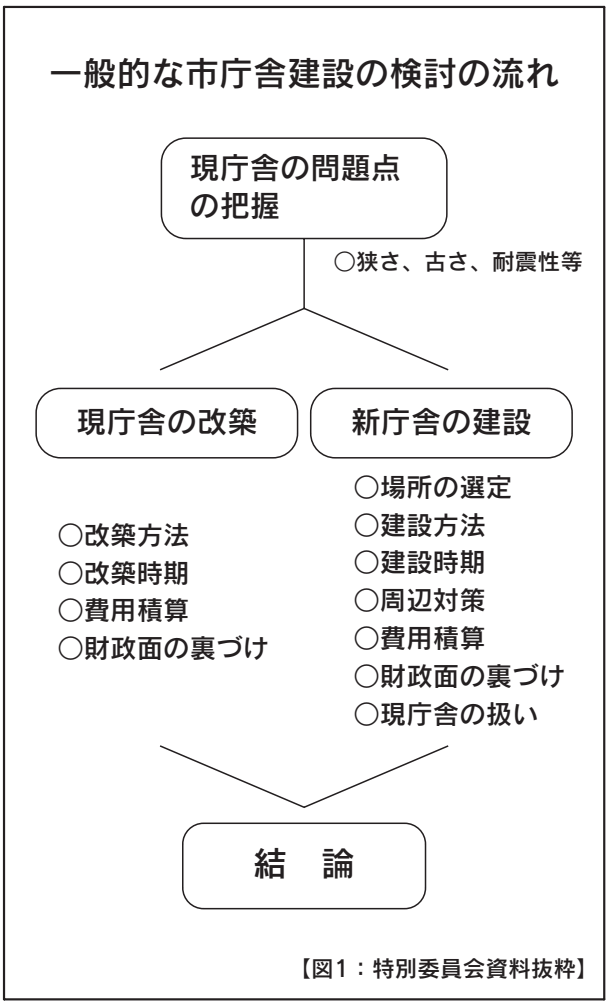

【図1：特別委員会資料抜粋】

視察

八月五日から七日にかけて横浜市、岩国市、北九州市を訪問しました。

横浜市においては現市庁舎（一九五九年竣工）を温存する手法で進められている耐震補強工事（免震レトロフィット）の様子について詳細な説明を受けました。

岩国市では建て替えられた新庁舎を訪問、新庁舎建設までの経過を伺うとともに、新築した庁舎内を見学しました。

北九州市では「多世代共生型のまちづくり」を進めている戸畑C街区整備事業について担当者から説明を受け、建設された複合施設を現地視察しました。

また、十一月十日に行った視察では福生市における新庁舎建設の経緯と新庁舎の特徴を視察、また所沢市では、二十二年前に現在地（航空公園前駅）に移転建設された現庁舎の狭隘化、駐車場問題等について説明を受けるとともに庁舎内を視察しました。

今後これらの視察を本市の庁舎建設の検討に生かしていきたいと考えます。

東京都福生市役所外観

委員の構成

委員長	久保啓一
副委員長	小ノ澤哲也
委員	山木綾子
委員	髙橋剛
委員	川口啓介
委員	小野澤康弘
委員	大泉一夫
委員	吉田光雄
委員	神田寿雄
委員	佐藤恵士
委員	中原秀久
委員	新井喜一